

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 勤怠記録の在り方等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

- 1 件名  
勤怠記録の事務等の実態と在り方等
- 2 質問の要旨
  1. 勤怠記録は何故正確に記録されなければいけないのか。その目的、記録する理由は何か。
  2. 勤怠記録を以て職員課はじめ鎌倉市はどのような事務処理を行うのか。再任用の決定や制裁処分、給与支払など勤怠記録を用いて判断等を行う事務全て明らかにせよ。
  3. 例えば万が一、勤怠記録が実態と複数回に亘って異なっていた場合、事務の判断を誤ることはあるのか。
- 3 答弁を求める者  
総務部長
- 4 答弁の期限  
④（平成 27 年 9 月 29 日まで） ・ 無  
（理由：緊急質問を行うことを検討しており、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず偽りを述べないよう、特段の配慮をして答弁を頂きたい。）